

# 開 発 と 文 化

— 日光太郎杉問題と土木計画 —

鈴 木 忠 義\*

## まえがき

「太郎杉問題」は土木計画学、土木工学、土木事業にとって、大きな転換点を与えるものであると筆者は考えている。しかし、このことは単に土木関係の転換点ではなく、日本の産業・経済・社会にとっての転換点でもある。その意味で、筆者はこの問題を担当された建設省ならびに栃木県の関係者の方々に、とやかに申し上げるつもりは毛頭ない。そして、この問題は筆者自身もそうであるが、日本の産業界、経済界、建設界の人びとが、成長とは何か、開発とは何か、その目的と手段について真剣に考える機会を与えたものであると考えている。

この問題は以下に述べるように、非常に長く国民的な話題ともなり、多くの人びとが知るところである。この問題については赤尾勇氏が本誌 56 巻 1 号 (1971) において、日光の通称「太郎杉」伐採をめぐる訴訟事件の経緯と題して詳細に報告し、宇都宮地方裁判所の判決について問題点を論評しておられるので、それをぜひとも再読していただきたい。

筆者がここで述べたいことは、この訴訟の報告ではなく、その判決の意味についてである。そこで赤尾論文以後の経過を付加し、土木技術者が一人一人この問題を考えてゆくために、全体として経過をやや年表風にとりまとめ、その論争点と結論の要点を述べ、最後に、この論文の主題である、土木計画、土木工学への意味づけを行い、読者の批判をいただきたいと考えている。

なお、詳細にこの問題を追求される方々は、最後に記述した引用文献・参考文献を参照されたい。

この論文の記述については、原告、被告らの裁判用語は用いず、東照宮側、建設省側とした。また、本件土地という記述は太郎杉地区とした。判決文からの引用部分は〔 〕でくくった。しかし、引用文についても上記の

ような言葉はわかりやすくするつもりで書直してある。

紙面に限りがあることと、筆者の能力の不足により十分な論述が行われていないので、判決の真意が伝達されないことを恐れるものであり、よろしくご叱正いただければと考えている。

## 1. 太郎杉問題の発生

### (1) 問題の発生

人間が国土の上に生活を営むためには、交通路はきわめて重要な施設である。わが国における高速道路や国道のような広域交通路については、一般経済概念と地形地質などの自然条件から、その通過地点はマクロ的な見地からはかなり限定されてきており、路線選定の自由度が低い。そこで、局地的な道路計画により、その難問題を解決してゆくことが、土木技術的に高度に要求されてくる。

太郎杉問題の発生も以下に述べるように、重要な交通路であるにもかかわらず、その路線の選定は大谷川沿いに選ぶことが必然であり、その路線の中に太郎杉地区が包含されてきていることによる。そこで、この地区をどう通過させるかが、問題の発生となった。

### (2) 問題の概要

#### a) 路 線

問題の路線は一般国道 119 号線と 120 号線が日光橋で継続し、宇都宮市—今市市—日光市—沼田市(群馬県)を結ぶ、関東北部山地の重要県際道路である。また、その一部である日光—清滝間は都市計画の主要街路でもあり、市民の重要な生活路線となっている。さらに、日光東照宮、二荒山神社、輪王寺等の社寺が沿線にある。また、華厳滝、中禅寺湖、龍頭滝、戦場ヶ原など第一級の自然風景が展開される路線でもあり、日光国立公園の幹線車道である。

\* 正会員 農博 東京工業大学教授 工学部社会工学科  
東京大学教授 農学部林学科 (併任)

以上のことから、この路線は、産業・経済・生活・観光レクリエーションなどの点で、きわめて重要な路線であることがわかる。この重要性については宇都宮地方裁判所における判決において、「本件道路の拡幅を企図する本件事業計画は、それ自体、高度の公共性必要性を有しているものと理解することができる」と事業の公共性を認めている。

#### b) 事業の概要

日光橋で 119 号線から 120 号線に継続した直後に太郎杉地区が存在する。この路線は、先述のような重要路線との認識から道路改良が進められ、同地区付近の 280 m (ただし、約 228 m の区間の車道については工事施工済み) の工事延長区間が問題となった箇所である。現在の総幅員は 6.7 m、春秋の混雑度は 3.1 できわめて高い地点といえる。そこで、この幅員を 16 m に拡幅し、車道 11 m、歩道各側 2.5 m (ただし、神橋前は袖勾欄復元のため、大谷川沿いは 1 m) となるようにしようとする工事である。そのため図-1 のような断面構造となり、3 m と 5 m の石垣が 2 段となる。また、拡幅用地を得るために、同地に生育している、500 年生といわれる太郎杉をはじめとする 15 本の老杉伐採と、蛇王権現が移転することになる。

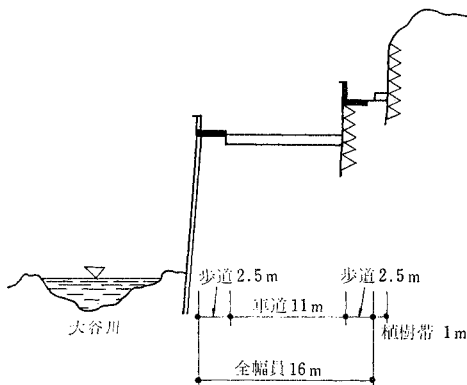


図-1 道路改良断面

以上のことからわかるように、太郎杉問題は杉の問題だけではなく、大谷川、神橋と周辺の景観・風致上の問題に加え、宗教的・歴史的・学術的な問題が含まれていることに注意しなければならない。

## 2. 太郎杉問題の経緯

この問題の長い経緯を理解するためには、年表の形態をとって述べるのがよいと考え、表-1 のようにとりまとめた。この中でとくに注意すべきことは次の点のように思われる。

① 太郎杉地区が日光国立公園の特別保護地区の指定

を受けていること。

② 日光市の都市計画の主要街路であること。

③ 関係者による覚書に東照宮側が調印し、その後、地形変更に対処していること (筆者は調印後の意をひるがえしたことから、調印した成行きを注視したい)。

④ 昭和 38 年 3 月の暴風被害からの事業推進が活発化したことに注意したい。

⑤ 自然公園審議会の現状変更承認の答申 (昭和 39 年 3 月 19 日) が出され、そのあと (4 月 1 日) 厚生大臣が現状変更の承認をした。このことについては、東京高等裁判所判決文において、前年 (昭和 38 年 3 月) の暴風雨の被害、およびその後の植生の復元に対する評価 (推測) は、必ずしも的中していたとは考えられないことが述べられている。

⑥ 昭和 39 年 5 月 22 日の建設大臣による事業認定。昭和 39 年 5 月 26 日の土地細目の公告。

⑦ 昭和 39 年 8 月 7 日の東照宮の行政訴訟。

⑧ 口頭弁論 22 回のすえ和解勧告となったが決裂した。

⑨ 日光市議会が太郎杉伐採促進決議 (昭和 44 年 3 月 18 日) このことにより、厚生省 (現環境庁)、文化財保護委員会 (まだ史跡の告示をしていない)、地元市議会・市長など、ほとんど公的機関により、太郎杉を保護することが見はなされ、東照宮側は孤立した。

⑩ 東照宮側の勝訴 (昭和 44 年 4 月 9 日) の判決となった。ところで、この昭和 44 年 (1969) は環境庁の発足、尾瀬道路問題などより 2 年 3 か月も早い時点であることに注目するとともに、その意味は大きい。

⑪ 判決後、東京高等裁判所に控訴され、和解勧告も出されたが、決裂。昭和 48 年 7 月 13 日、再び東照宮側の勝訴の判決となった。しかし、その 3 日前に建設大臣が太郎杉の伐採はしないことを発言していることの意味は、太郎杉問題の結論が地方裁から高等裁に至る約 4 年余の間に、すでに国民的な常識にまでなっていると考えらるべきである。

## 3. この問題の争点と結論 (その 1)

太郎杉地区を守ろうとする東照宮側に対し、建設省側が土地収用法の事業認定、土地細目の公告、収用裁決を適用して、事業を遂行しようとした。そこで、東照宮側が以上の 3 項目の取消しを宇都宮地方裁判所に訴訟したことからはじまる。

そこで、争点は 2 つに大別される。その 1 は、東照宮側の訴訟が、果たして訴訟に相当するかどうかということである。このことは筆者が述べようとすることと関係が少ないので、この章で結論だけを以下で紹介しておく。

表一 太郎杉問題関連事項の経過

昭和年月日	記	事	昭和年月日	記	事
9.12. 4	日光国立公園に指定。		39. 6.10	東照宮は建設大臣宛事業認定に対する異議申立。	
24. 4.21	日光市が都市計画街路 Ⅱ21号を決定。東武日光駅前から清滝地区の区間を15m幅に拡幅することの計画決定を行った(昭和34年10月14日計画幅員を15mから16mに変更)		39. 7.10	栃木県は土地収用法による現地立会について東照宮に通知。	
28.12.22	日光国立公園日光山内特別保護地区に指定。		39. 7.16	東照宮側は土地収用法による現地立会を拒否。	
29. 7.23	関係者間で覚書(乙第四号証の一・二省略)を作成。東照宮側は老樹を伐採し、地形を変更することに反対していたが、「厚生省の許可および文化財保護委員会の承認を得て実施する。工事の施行については関係者協議してこれを行う」と記載されていたことから、成行上やむなくこれに調印したが、その後意をひるがえし、文部省・厚生省等に地形変更に対する旨の陳情書を提出し、右覚書に対する東照宮側の態度を明らかにした。		39. 8. 7	東照宮側は宇都宮地方裁判所に、事業認定、土地細目の公告の取消しを求める行政訴訟を提起。	
29. 8.16	国立公園審議会は「現路線は大谷川右岸に変更し、かつ軌道を存続させることにおいては、軌道もまた右の路線に変更すべきと考える」として、現道案に反対する旨の意見を、厚生・文部・建設・運輸の各大臣に進達した。		39. 8.20	栃木県監理課長が土地収用法による協議書を東照宮側に説明。	
30. 3.19	文化財保護委員会において、太郎杉地区付近を含め、日光山内一帯を史跡に指定することが決定されたが、いまだその告示がなされていない。		39. 9.24	第1回口頭弁論。	
34. 9.26	台風15号の強風により杉並木ならびに山内神橋付近の老杉が倒木、交通障害が発生。		39.10. 1	参議院建設委員会において本問題が審議される。	
36.11.22	自然公園審議会計画部会において、改良計画比較路線の立案検討を指示。		39.10.10	東京オリンピック開催。	
38. 3.25	24日夜半から25日未明にかけて、瞬間風速50m以上と推定される突風のため、山内杉樹が多数倒木、破壊し、太郎杉地区でも3本が倒れ、道路をふさぎ、また軌道の架線を切断し、国道120号線は半日間、軌道は3日間にわたって交通が遮断された。		39.10.15 (10.19)	6月10日に建設大臣宛提出した異議申立について総理府土地調整委員会から採用の連絡あり、10月19日に現地視察ならびに事情聴取を行った。	
38. 7. 5	栃木県知事が国立公園内の現状変更について、厚生大臣の承認を求める申請を行った。		39.12. 4	参議院建設委員会が現地調査。	
39. 3.19	自然公園審議会管理計画合同部会において、現状変更承認の答申。		39.12.17	参議院建設委員会が本問題を審議。	
39. 4. 1	厚生大臣は次の条件を付して現状変更を承認した。 ① 支障木の伐採は最小限度にとどめること ② 工事跡地はすみやかに緑化修景を図ること ③ 残土は風致維持上支障のないよう処理すること ④ 工事の施行および施設の管理に当っては風致維持につとめること		39.12.22	宇都宮地方裁判所石沢裁判長以下実地検証、代案バイパス案等を検証。	
39. 4. 1	栃木県副知事、土木部長および日光市長が、東照宮等二社一寺に事業説明をした。		40.10.22	宇都宮地方裁判所石沢裁判長以下実地検証。	
39. 4. 3	栃木県知事は建設大臣に対し事業認定の申請。		41. 5.10	栃木県取用委員会審理最終審理となり、取用裁決を行うことを決定。	
39. 4.20	神社本庁総理より建設大臣、厚生大臣、栃木県知事陳情書提出。		42. 2.18	栃木県取用委員会裁決。	
39. 4.22	日光市役所告示板に、土地収用法による事業認定申請書が告示された(東照宮はこれを27日一市民の通報によって知った)。東照宮は厚生大臣、国立公園部長宛意見書を提出。		42. 2.21	東照宮側に裁決文書が送達され、取用期日を4月10日と決定。	
39. 4.24	東照宮は建設大臣、道路局長、計画局長宛意見書を提出。		42. 2.22	東照宮側は宇都宮地方裁判所へ取用裁決取消しならびに執行停止決定を控訴した。	
39. 4.28	東照宮は土地収用問題に対する照会文を栃木県知事宛提出。		42. 3.16	宇都宮地方裁判所は栃木県取用委員会の取用裁決の執行停止を決定。	
39. 5. 2	栃木県は老杉伐採と関係ない地域の工事に着手した。土地収用法の規定により東照宮、並木保存委員会、産子会幹事、奠会、並木青年会、栃木県神社庁は意見書を一括持参し、土木部長に面談の上、栃木県知事に提出。		42. 3.23	栃木県取用委員会は取用裁決執行停止処分に対し、東京高等裁判所に即時抗告した。	
39. 5. 4	土地収用法の規定により東照宮、日光二荒山神社は意見書を栃木県知事宛提出。		43. 7.20	宇都宮地方裁判所石沢裁判長以下実地検証。	
39. 5. 6	土地収用法の規定により、日光市門前町の住民80数名が栃木県知事宛意見書を提出。		43.11.21	第22回口頭弁論結審、同時に職権による和解勧告あり。	
39. 5.22	建設大臣は4月3日の栃木県知事からの事業認定申請を認定。		44. 3.18	日光市議会太郎杉伐採促進決議。	
39. 5.26	土地収用法による土地細目の公告。		44. 4. 9	宇都宮地方裁判所は東照宮の主張を全面的に認め、勝訴の判決を下す。	
39. 6. 8	土地収用法に基づき栃木県土木部現状立入調査に入る。		44. 4.21	建設省および栃木県は東京高等裁判所に控訴。	
			44. 9.10	第1回口頭弁論。	
			44.11.8~9	東京高等裁判所裁判官一行実地検証。	
			45. 3.14	日本万国博開催。	
			45. 5. 1	日本道路公団は日光バイパスの建設を発表(昭和46年4月着工51年3月完工)。	
			46. 7. 1	環境庁発足。	
			46. 8.18	環境庁、尾瀬の自動車道路につき47年度工事の中止を表明。	
			46.12.22	第12回口頭弁論、引続き裁判所より職権による和解の勧告あり。	
			47. 5. 2	大石環境庁長官、西村建設大臣と話し合い、裁判のいかにかわらず、太郎杉ほかの老杉伐採はしないと述べる。	
			47.10.11	第7回和解の話し合い決裂。	
			48. 7.10	金丸建設大臣は、参議院建設委員会にて、太郎杉の伐採はすべきでないとして述べた。	
			48. 7.13	東京高等裁判所は第一審判決を全面的に認め、建設省側の控訴棄却の判決を下す。	
			48. 7.27	建設省および栃木県は最高裁判所への上告をしないと発表。	

(1) 建設省側の行った各行政処分、すなわち、① 土地収用法による事業認定、② 土地細目の公告、③ 取用裁決の3点について、東照宮の取消訴訟は訴訟の対象となること。

(2) 対象の太郎杉地区は東照宮の所有地であって、

各処分取消しを求めるにつき、法律上の具体的な利益があること。

(3) 各処分が一連の手続の一環をなす行為ではあっても二重訴訟にはならないこと。

以上3の点についての結論は、いずれも東照宮側の主張をいれたことで、取消訴訟の手続上の正しいことを認めたものである。

#### 4. この問題の争点と結論 (その 2)

本章では、本文にとって最も重要な争点を取扱うのでその判決理由文を引用しつつ、詳細に考察を試みることにする。

##### (1) 建設省の行った行政処分が、土地収用法第4条違反であるとの東照宮の主張について

ここでの争点は、自然公園法にいう特別保護地区が、その地域指定のみで土地収用法第3条第29号にいう「自然公園法による公園事業」の用に供されている土地であるかどうかということである。もし、公園事業であるとするれば、土地収用法4条による「この法律または他の法律によって土地等を収用し、または使用することができる事業の用に供している土地等は、特別の必要がなければ収用し、または使用することができない」ということに関連する違法である。素人的に考えれば、二重の収用事業になってしまう。このような場合には、現に土地を利用している公益事業（この場合は国立公園の特別保護地区としての利用）よりも、新たにこれを必要とする公益事業（この場合は道路拡張事業）の方が公益上いっそう重要であること、すなわち現在の特別保護地区としての利用と道路拡張事業との比較衡量を行う必要がある。

ところが、判決においては、〔国立公園ないし特別保護地区に指定されているからといって、直ちに、その土地が土地収用法第3条第29号所定の「自然公園法による公園事業」の用に供されている土地、すなわち収用可能な公益事業の用に供されている土地であると解することはできない〕と述べている。

さらに、判決においては、各法令の精神に照らしてみれば余地があるとして次のような解釈を行っている。

〔国立公園ないし特別保護地区に指定されたということは、直接的には「自然公園法による公園事業」の用に供されているとはいえないとしても、間接的に否むしる本質的にこれを肯定しうるのではないかということである〕。

その理由としては、特別保護地区は国立公園のエッセンスともいうべきものであること、公園施設はそれ自体目的ではなく、特別保護地区を利用するための手段であ

るという考えで、特別保護地区および各公園施設のもつ本質に着目すれば、手段についての公益性・必要性以上に、目的としての特別保護地区にとっては、公園事業として解決する方が適切であるという見解である。

このような解決をさらに進めるならば、国立公園ないし特別保護地区に指定された土地については、その保護・利用のために、必要があればいつでも公園施設を構築することができるのであり、かつ、そのために必要な土地を収用することもできるのであるから、この限りにおいて、間接的に土地収用法第3条第29号によって収用することができる事業の用に供される土地であると解する余地もありうる。このような解釈ができるとすれば、立法上の用語の不備とも考えられる。

しかし、この裁判においては、このような見解をとってはいない。すなわち、土地収用法第4条「この法律または他の法律について土地等を収用し、または使用することができる事業の用に供している土地（この場合には太郎地区の特別保護地としての使用）等は特別の必要がなければ収用、または使用することはできない」は適用されないものとしている。

本節で注目すべきことは、国立公園ないしは特別保護地区についての解釈である。これは、公園内での開発行為に影響を与えることとなる。

##### (2) 建設省が行った行政処分が、土地収用法第20条第3号違反であるとの東照宮の主張について

第20条は「建設大臣または都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる」ことを示している。そこで、その解決は次のようになる。

① 事業が第3条各号の1に掲げるものに関するものであること（これは道路法に該当する）。

② 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること（建設省・栃木県であるから問題はない）。

③ 事業計画が土地の適性かつ合理的な利用に寄与するものであること（この号が最大の争点である）。

④ 土地を収用し、または利用する公益上の必要があるものであること（この事業の公益性は認められている）。

この第20条は土地収用法の第1条、第2条の土地収用の基本原則について、事業認定をするに際して、事業計画が基本的要件を具備するものであることの確認を要するとしているものであり、原則を具体化したものである。

〔すなわち、土地収用制度は、「国土が適正かつ合理的に利用されることを究極の目的としながらも、その過程

においては、公共の利益の増進と私有財産との調整」が図られることを要求しているものである」と。

そこで、太郎杉問題にこのことを適用してみれば〔第一義的には「太郎杉地区がその事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益」と、「太郎杉地区がその事業の用に供されることによって失われる私的なし公共の利益」とを比較し、前者の方が後者よりもいっそう重要であること、すなわち、当該土地利用に関する私的なしは公共的な利益の総合的な比較衡量の趣旨であると理解すべきである〕。要は開発の利益と失われる利益とを天秤にかけることである。

## 5. どのように考えればよいのか

### (1) 事業計画の内容

本文の 1. (2) 問題の概要欄 参照のこと。

### (2) 事業計画のもつ公共性

事業計画のもつ公共性については、判決文の理由に次のことが述べられている。

① 日光国立公園内で、観光・産業地区に通じる唯一の幹線道路として、観光的・産業的に重要な機能を果たしている。

② 有効幅員は 5.7 m と極度に狭隘である。

③ 昭和 37 年春秋の平均交通量からの算定によれば混雑度は 3.1 であり、全国的にも高い値である。

④ 車道幅員が 11 m (全幅員 16 m) に拡幅されると交通量は 15 000 台/日となる。これは、昭和 50 年ころの推定交通量に相当する。

⑤ 交通事故の発生はとくに多いとは認めがたい。

⑥ 軌道は昭和 42 年 2 月 24 日で廃止され、道路交通にはプラスとなる。

⑦ 神橋の袖勾欄の復元が可能となる。

以上のことから〔事業計画は、それ自体、高度の公共性必要性を有しているものと理解することができる〕。

### (3) 事業計画に至るまでの経緯

本文の 2. 太郎杉問題の経緯欄 参照のこと。

### (4) 事業計画案と他案との比較

表-2 に示されている各案の中から〔結局、道路拡幅

表-2 道路改良事業計画各ルート案の比較

種 別	現道案 (A案)	御旅所案 (B案)	トンネル案 (C案)	星の宮案 (D案)
延長・車道幅員	L=280 m, W=11 m	L=264 m, W=11 m	L=1 776 m, W=11 m	L=334 m, W=11 m
事業費	43 000 千円	307 000 千円	1 351 000 千円	221 000 千円
1. 工 期	6 か 月	2 年 6 か 月	3 年	2 年
2. 杉 の 伐 採 等	太郎杉をはじめ 15 本の杉を伐採しなければならぬ。	杉 109 本の伐採を要する。太郎杉等 15 本が枯死のおそれがある。	杉の伐採はないが、トンネルの出口が大谷川右岸となるので広葉樹林を伐採しなければならぬ。	同 左
3. 景 観	太郎杉付近の景観が変わる	神橋付近の景観が著しく変わる。	広葉樹林の景観価値は、山内の杉群にまさるといわれており、その伐採と神橋上流に大橋梁が架けられ著しく景観をこわす。	神橋右岸の景観が最悪となる。
4. 物 件 移 転 等	物件の移転は伴わない	オープンカットし、その後には覆土するため、御旅所を解体し復元しなければならない。旧参道および本宮の溝がなくなる。寄道碑、物産店軒の移転を要する。	寺院、商店、住宅等 49 軒の移転を要し、また、区画整理事業としてすでに 12 m の幅員で決定し、一部実施を含めて換地処分を 16 m に変更の要があり実施が困難である。	神橋に通ずる旧道の一部がなくなる。金谷ホテル内の通路および機関室の移転が必要である
5. 事業費	最も安い。	現道案に比し著しく高い。	膨大な事業費を要する。	現道案に比し著しく高い。
6. 工 法 其 他		トンネルの必要があり、その出入口のオープンカット部分に高い石垣が構築され日光橋の正面となり、観光的でない。	新道路の利用は、通過交通のみで市内業務を目的とする交通は現道を通るので神橋前の混雑は変わらない。トンネルが長大となり市街および観光地内の街路として悪く、地元の協力が得られない。	日蔭で展望がきかず、観光地内の道路としてよくない
7. 修 計 景 画	車道北側は周囲の在来石積と同程度の石材を用いた石積で二段の石垣を構築し、これにツタおよびコケ類をはわせる。その中間の歩道の植樹帯にはサカキ、ツツジ、シヤクナゲ等の常緑広葉樹を混植し、石垣上部から北側のり面にはこれら常緑広葉樹のほか杉、ヤマツバキ等を混植する。	より広範囲な大規模な修景を要する。	同 左	同 左

注：赤尾勇著，土木学会誌 56 巻 1 号登載論文による。

案(A案)が、最も費用が安いうえに工期が短いこと、工事がしやすいこと等から、採用されるに至ったものであることが、それぞれ認められる)、としている。

#### (5) 太郎杉地区の有する価値(事業遂行によって失われる利益)

本節は前節 5.(2)の事業計画の公共性と総合的に比較衡量すべき節であり、とくに景観的、風致的、宗教的、歴史のおよび学術的な価値について述べられたところであり、最も重要な節といわなければならない。

① 国立公園日光山内特別保護地区の指定地区であること。

② 特別保護地区の概念およびその価値(一部は前出)

③ 自然保護法第2条,第17条,第18条参照:〔特別保護地区とは、「わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然風景地の中から、特に維持する必要があるとして指定された、最も優れた景観を有する地区」である〕。

④ 厚生省国立公園部により作成されたパンフレットによる特別保護地区の概念と取扱方針:「国立公園のエッセンスともいうべき部分」。「特に傑出した景観または特異な事物を保有する部分であって、それを構成する環境との一体性において保存を図るべきものである。さらにまた、長い歴史を有するわが国においては、貴重な人文景観が国立公園を特徴づけている場合が多いので、その貴重なものについては抱擁する地区として保存を図らなければならないものがある」。

「このような景観を維持するためには、強い法的制限が課せられ」ており、その主旨とするところは、「特別地域の如く、産業開発等と協調的なものではなく、国民の貴重な文化財として、……厳正に現状を保護保存すること……原状を改変する行為は些細なものであっても、極力認めない方針をとる」。

⑤ 日光山内特別保護地区の有する価値:〔本地区は、東照宮・二荒山神社本宮・輪王寺・大猷院霊廟・神橋等を含む一帯で、比較的狭い自然の地形に制約されながらも、地形を巧みに利用し、江戸時代初期の文化の精粋を集めて豪華絢爛たる建物群を建設して、大自然と人工とを浑然一体とせしめた稀にみる地区であり、従って万民偕楽の地として大いに世人に親しまれて国立公園利用上重要なものであり、また建築、美術、工芸等、学術上からも永久保存保護されなければならない地区である〕。

⑥ 太郎杉地区付近の人文・景観等:この人文・景観は〔太郎杉を初めとして蓊蒼と群生する巨杉群の偉観と大谷川右岸の闊葉樹林帯、大谷川の清流およびこれに架る朱塗りの神橋、さらに巨杉群のあい間から散見される御旅所の社(重要文化財)や、これに通じる古い石段道

等、比較的狭隘場所に自然の景観と人工の建築美とが浑然一体となって美しく調和し、まことに日光国立公園の入口たるにふさわしい荘重にして優雅な美しさを形成しその景観は、多くの観光客に深い感銘を与えている地域である〕と結論づけられ、これは多くの証および証人の証言から導かれている。

⑦ 太郎杉地区付近の史実・伝説:日光発祥の地とされていること、そして昭和30年3月19日には文化財保護委員会において、この付近を含め日光山内一帯を史跡に指定することが決定されたが、いまだその告示がなされていないことが、それぞれ認められる。

⑧ 特別史跡・特別天然記念物としての日光杉並木街道と太郎杉地区付近の巨杉群:各種の証と証人の弁論、生育の仕方、日光杉並木街道寄進の碑などから、〔太郎杉地区に成育する巨杉群は、日光杉並木街道のそれと同じく植栽されたもの(ただし、太郎杉についてはそれ以前から成育していたものとみるべきである)であって、日光杉並木街道の出発点に相当すると考えるのが相当であり、従って、その史的・文化的価値の上からは、特別史跡特別天然記念物としての日光杉並木街道のそれと同じ程度の価値を有するものと理解されるべきである〕。

⑨ 結語:以上、①~⑧までの各項は太郎杉地区および付近の価値は、ここならでの優れた価値を有するものであり〔景観的、風致的、宗教的、歴史的、および学術的価値を同時に併用するようなものは、ひとり東照宮だけの利益としてではなく、広く国民全体に共通した利益・財産として理解されるべきであり、それは社会的にみて重要な価値を有しているものとして評価されるべきである〕と述べられている。

#### (6) 宇都宮地方裁判所の判断

すでに述べてきた 5.(2)事業計画のもつ公共性と 5.(5)太郎杉地区の有する価値とを総合的に判断した結果を次のように述べている。

〔以上認定の各事実に基いて総合的に判断した結果、当裁判所(宇都宮地方裁判所)は、本件事業計画は、土地収用法第20条第3号にいう「土地の適性かつ合理的な利用に寄与するもの」とは認め難いと考え、従って、本件事業認定(建設省の行った)は、この点において違法であり、その取消を免かれないものと判断するものである〕。

① さきに述べた 5.(2)の①~⑦から〔事業計画それ自体の高度の必要性が認められ、公共性の高い仕事であると解される〕。しかし、5.(5)の①~⑥から結語された⑨のような〔優れた景観は著しく損われ、日光発祥の地としての史実、伝説を有する土地の地形は著しく変更され、かつ日光杉並木街道の出発点としての価

値もその大半が消失するに至ることは明らかである。

② 問題は一つに、かかる景観的、風致的、宗教的、歴史のおよび学術的な価値を毀損してまでも、前述のような道路を拡幅する必要があるといえるか否かに関している。

③ [国民にとって貴重な文化的財産として、自然の推移による場合のほかは現状のままで維持され、保存が図られるべきと解される]。

[わが国の国土は狭少であり、従ってこのような特別保護地区としての傑出した景観を有する地域の数にはおのずから一定の限りがあり、……、かかる景観上の価値に加え、前述のような宗教的……同時に併用している土地は全国的にみても稀少であろうこと……従って、それは、それだけの文化的価値を有していると解すべく、かつ、このような文化的価値は長い自然的、時間的推移を経て作り出されたものであって、一度これに人為が加えられれば、人間の創造力のみによっては、二度と元に復することは事実上困難であり、従ってこれらは、過去、現在および将来の国民が等しく共有すべき文化財として、将来にいたっても長くその維持・保存が図られるべきものである]。

④ 事業計画の高度の公益性が認められることは前述の通りである。[しかしながら、本来道路というものは、人間がその必要に応じて、自らの創造力によって建設するものであるから、原則として「費用と時間」をかけることによって「何時でも何処にでも」これを建設することは可能であり、従ってそれは、代替性を有しているといえる]。現に A～D 案が考えられている。

これら各案について建設費を比較してみると A 案の 4300 万円に対し C 案が最高の 13 億 5100 万円であり約 31.4 倍に相当する。

[しかしながら、太郎杉地区の有する前述のような文化的価値を考えれば、13 億円余りという金額は決して高価とは解されないのみならず、……] いろは坂、金精道路のような代替路線の有料道路も考えられていることが指摘されている。

⑤ 計画実現跡地についての緑化修景を計ることがいわれているが、太郎杉地区の有する文化的価値を復元させるに至るものではない。

⑥ 結語：[以上のように、太郎杉地区の有する文化的価値を毀損することは、土地収用法第 2 条、第 20 条第 3 号にいう「土地の適性かつ合理的な利用に寄与するもの」とはとうてい解し難い。

この事業計画は、道路拡幅の必要性を最も安易かつ安価な方法で満そうとするに急なあまり、これによって失われる国民共通の利益ともいふべき、景観的、風

致的、宗教的、歴史的、学術的文化価値の重大さを見失ったものといわれても仕方がなく、従って、本件事業認定は違法なものとして取消されなければならない]。

⑦ 国民各層の考え方について、証拠にあらわれた限りで考慮して見ることにより、宇都宮地方裁判所の判断を担保するためにも必要であるとの見解から、証人 本田正次（東大名誉教授、理学博士）ほか 7 人の意見をあげまた、新聞各社の社説その他が付加されている。

なお、注目すべきことは、[事業計画の実施を強く要望しているのは、第一に日光市・日光市長および日光市議会であり、第二には栃木県交通対策協議会であることが明らかであるが、前者は、地元の自治体として、その立場は当事者的な関係にあるとあってよく、また後者は、その会長が栃木県知事横川信夫であり、同氏は事業計画の起業者であることから、その意見のもつ客観性には疑問なきをえないといえる]。

以上の事業実施要望者に加え、[事業計画に承認を与えた自然公園審議会および、独自の造景理論から老杉伐採を主張する江山正美博士の見解を除けば、……、世論は太郎杉地区付近の景観を保存すべきこと、……、裁判所の前記判断は世論の多くによって支持されていると解することができる]。

最後に、事業認定の違法ならびに土地細目の公告および収用裁決の取消原因が述べられ、全体の結論となっている。

## 6. 宇都宮地方裁判所の判決後の動き

前章までが宇都宮地裁の判決（昭和 44 年 4 月 9 日）の概要であるが、建設省側はその月の 21 日に東京高等裁判所へ控訴している。筆者はその内容および判決結果・判決理由を、宇都宮地裁の判決を大きく変えるものではないと理解した。その意味においては、太郎杉問題の結論は、昭和 44 年 4 月 9 日に出されたものとみることができる。しかし、追加すべき事項を以下に簡単に述べることにする。

① 建設省側の意見としては、個人的論文としてはあるが、前出の赤尾勇氏の本誌の論文中「5 原審判決とその問題点」に述べられているので参照された。

② 控訴における争点は、これまで述べてきたと同様に、土地収用法第 20 条第 3 号の「事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること」についての問題提起であり、その事業によって生れる利益と、失われる利益とを比較衡量することにある。

③ 判決理由の中で、筆者が追加したいと考えている

ことを以下に簡単に述べる。

③ 太郎杉地区および付近の景観と史実・伝説についての建設省側の指摘に対し、〔仮りにこの見解が厳密な歴史的、学術的検証にたえるものではないとしても、少しでも一般国民の意識の上では、その史的・文化的価値の点で、特別史跡・特別天然記念物として日光杉並木街道のそれと同じ程度の価値を有するものと評価されていると認めることができる〕。

④ 建設省側の判断に対して次のような見解が述べられている。〔本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然つくすべき考慮をつくさず、または本来考慮に容れるべきでない事項を考慮に入れ、もしくは本来過大に評価すべきでない事項を過重に評価し、これらのことにより建設省側のこの点に関する判断が左右されたものと認められる場合には、建設省側の判断はとりもなおさず裁量判断の方法ないしその過程に誤りがあるものとして、違法となるものと解するのが相当である〕。ここで、事業計画の公共性は認めるとしても、文化的価値に及ばず、さらに国立公園の表玄関として、観光資源保全の見解が付加されている。

また事業遂行後の交通量の増加が、太郎杉地区付近の環境を荒廃・破壊をもたらすことが予測されるとしている。

交通の対策については、代替案、有料道路、当面の対策などにもふれており、要は道路の建設は代替性があり、太郎杉地区および付近には優れた文化価値の集積があり、全体としての価値の高さとともに稀少価値も高く、代替性なきものとの判断である。

## 8. 太郎杉問題の意味

2. 太郎杉問題の経緯 にもあるように、昭和 24 年の都市計画決定から 24 年、昭和 39 年宇都宮地裁に行政訴訟が提出されてから 8 年余の長期にわたるこの問題の結論は、日本の国土のあり方、国民の経済的・社会的発展の方向を大きく旋回させるものとして評価したい。

わが国は、武力的強大国を望むものでもなければ、経済大国を望むものでもない。太平洋戦争終結後に国民すべてが目的として向う国づくりの方向は、文化国家であった。文化は蓄積することにおいて初めて生れ、発展してゆくものであると筆者は考える。とすると、その国の文化は、すぐれた遺産が残され、その上に新しい文化は芽生えてゆくものであるといえる。それゆえ、優れた国民的文化遺産の保存は、文化創造に直結しているものである。太郎杉地区およびその周辺が優れた文化遺産であることは、国民一人一人が認めるところである。国民的

文化遺産を 13 億余円で買うとしたら 1 人当たり 13 円である。この買物に対し反対する国民がいるであろうか。その意味において、筆者は太郎杉周辺の景観が保存されることへの結論に達したことに対し、国民の一人としてご努力下さった関係各位に対し感謝するとともに、心から安心を得たところである。以下にやや詳しく筆者としてこの問題の意味を考えてみたい。

### (1) 裁判に関連して

① これまで比較することのできなかった、物的・経済的評価と景観的、風致的、宗教的、歴史的、学術的、観光の（総合すると文化的となる）価値とを比較衡量した問題であることの意味を重視したい。

② 昭和 44 年 4 月 9 日という時期を考えてみると、昭和 39 年 10 月 10 日東京オリンピック開催、昭和 45 年 3 月 14 日日本万国博開催などを思い出せば、この時期は経済大国への最盛期にあたり、全国が開発ムードに包まれていた時期でもあった。かかる背景における判決を高く評価したい。

③ しかし、この文化的価値についての判決は、太郎杉地区であつたればこそであると思う。参考文献を通読してみただけでも、いかに、同地区およびその付近が、国レベルの文化的資源の集積地区であり、各文化遺産が総合一体化されているところであるかということがよくわかる。判決文にもあるように、ここでは周辺環境相互が重要であり、このように優れたものであるから、道路拡幅の必要性、公共性を高度のものとして認めながら、さらに地元住民の代表である市議会、市長の意に反してまで事業認定の取消しに至った事情を、十分に理解したい。

ここで付加したいことは、この道路計画が悪いのではなく、太郎杉地区一帯の資源がより以上に貴重であるからであり、どこもかしこも道路計画に反対ということは思慮ある者の判断ではないことを明示したい。

④ 地元住民は、代表である市長および市議会が道路拡幅を希望し、太郎杉伐採を決議した。このことは、地域開発における地域住民の目標と、国レベルの目標との食い違いであり、しばしば惹起される問題である。地域の資源の中には、国際的あるいは全国的なレベルでの価値を有するものについては、そのレベルで判断し、対処されるべきである。しかし、その代償として、地域レベルのサービス施設は、別法において行うべきことが必要であり、地域や個人の犠牲の上に、高いレベルの対処の押しつけは、公平の原理に反することとなる。今回の道路問題については、バイパス案の推進が最もよいと考えられるが、建設省側の主張する、すでに整備が進んでいる都市計画街路などの困難はあろうけれど、文化創造への



道程として、関係者の努力に期待したい。

⑤ また、日光市民にとって、もしも東照宮をはじめとする世界的文化遺産がなかったらどうであろうか。人間の生きがいには、創造することとともに、命がけで守ったときにも生きがいを感じられることがあることを考えてみたい。日光市民が二社一寺と一体となり、この文化遺産を守りぬいてゆくことは、必ずや市民の心の寄りどころとなっていることであり、このような日本のシンボル、日光のシンボルが市民の心の寄りどころになっていると推測するものである。シンボルを持たない地域がいかに定着への意欲をもたず、コミュニティー開発に無関心で、文化的な砂漠であるかを考えてみよう。

⑥ その意味では、今回の判決に対し、孤立化した東照宮側の関係者の方々は、まさに現代の強力な物質文明に命がけでぶつかり、長い間の労苦がむくわれ、その達成感たるや、言語に絶するものがあつたと思われる。

⑦ 太郎杉地区の空間的意味についても一言しておきたい。社寺境内の設計は、地区計画上最大級の難関の一つである。江戸時代にこの計画がなされたときは、徒歩または牛馬車で訪れることを前提としており、そのために、並木に近づき並木をとおり、門前町のにぎわいに接し、それとは一線を画した神域に入る。その節にあたるのが太郎杉地区とその付近の景観である。日光橋からの眺めは、ここに至る間にふれてきた俗世の風物とは大きく異なり、身も心も一変させる効果がある。大谷川は清めの水でもあり、情景は社寺参拝のムードに変わってゆくのである。太郎杉地区はその意味で、まさに日光のシンボルなのである。

⑧ 太郎杉問題には多くの証人やマスコミなどの直接・間接の参加があつた。これらの参加には多くの問題があり、その公平な参加の手法については、地域開発の大きな課題となっていることは、この裁判の結果からもうかがわれる。

## (2) 土木計画と太郎杉問題

太郎杉問題の争点はあらためて述べるまでもなく、事業認定であり、その判断が交通機能と、対象地区の資源評価であつた。引用文の中にも述べられているように、

土木計画が土地と密着していることから、資源評価が重要な課題であることを、この問題は提起しているのである。

かつての日本であるならば、「技術的にできません。予算がありません」でよかつた。これを裏がえせば「安く、早く造る」ことのみが土木計画の目標であつた。そして、国民もそれにより発生する新しい機能空間を歓迎してくれていた。それでは、この問題が土木計画や土木教育に提起している問題は何であろうか。この点について以下に筆者の考えを述べてみたい。

① 計画対象地域に対して、学術的、景観的、歴史的、宗教的、観光レクリエーション的、生活環境的等の見地からそれらを評価しなければならないこと。

② 建設費が安い、工期が短い、工法が簡単であるなどは手段の一つであつて、本来の目的は高度の要素をふまえた判断が必要となるということ。

③ 土木事業は、基本的には文化創造の事業であることの強い認識を持つこと。

④ 以上のことから、これからの土木技術者、土木工学を修める学生には過去の土木工学の基礎といわれた学問のみではなく、広く、自然学、人文社会科学を土木計画と結びつけつつ教育すべきであると考えられる。太郎杉問題は、まさにこのことを教えているものである。

⑤ 最後に、土木学会誌の編集方針、編集目的を高く評価したい。誇りと勇気と希望をもって、力強く進むことを期待したい。

### 参考文献

- 1) 日光東照宮：太郎杉問題，宇都宮地方裁判所判決文1969，4.9.
- 2) 日光東照宮：太郎杉問題，東京高等裁判所判決文 1973，7.13.
- 3) 日光東照宮：太郎杉問題証言集，1970.4.10.
- 4) 宮脇 昭：東京高等裁判所証人調書，1971.5.26.
- 5) 手塚正男：東京高等裁判所証人調書，1971.10.11.
- 6) 日光東照宮：声の太郎杉，1967.9.3.
- 7) 日光東照宮：続声の太郎杉，1969.10.3.
- 8) 日光東照宮：続々声の太郎杉，1973.9.20.
- 9) 赤尾 勇：日光の通称「太郎杉」伐採をめぐる訴訟事件の経緯，土木学会誌，Vol. 56，No. 1，pp. 34-42.
- 10) 鈴木丙馬：日光太郎杉樹群伐採問題について，赤尾 勇氏の意見に対する反論，1971.1.30.

(1974. 1.14・受付)

# 日本土木史 大正元年～昭和15年

B5・1730頁 24000円  
会員特価 21600円  
(〒600)

土木学会日本土木史編集委員会がその総力をあげて編集した半世紀の膨大な大土木史 ●内容見本贈呈●

# 日本土木史 昭和16年～昭和40年

B5・2050頁 36000円  
会員特価 32400円  
(〒600)